

所得税及び復興特別所得税の確定申告 町・県民税の申告

役場での申告期間：2月18日(月)～3月15日(金)
※来年から役場申告会場の開設期間を短縮する予定です。
※午前8時までは役場への入場をお断りしています。

- 所得税、贈与税、消費税の相談 昭和税務署 ☎ 052 (881) 8171
- 町・県民税の相談 税務課 ☎ 0561 (56) 0724

◆所得税及び復興特別 所得税の確定申告

申告が必要な人

①給与所得がある人

●給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
●給与を1カ所からもらっていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人
●給与を2カ所以上からもらっていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える人



②年金などを受給している人

●公的年金などの所得金額から所得控除を差し引いて残額がある人
※公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合は不要。ただし、その場合でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、5ページをご覧ください。

※確定申告が不要な人でも、計算の結果、源泉徴収されている所得税の還付を受ける場合には、申告が必要です。

③その他（事業や不動産の収入がある人、土地や建物を売った人など）

●事業所得や不動産所得などの各種所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整によって受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を差し引いて、残額がある人など
※退職所得がある人は、一般的には不要です。ただし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある場合は申告が必要です。

還付申告ができる人

●給与などから源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金が、年間の所得税及び復興特別所得税額よりも多いときは、確定申告で納め過ぎた税の還付を受けられます。

●給与所得がある人は、原則、次のような場合に還付申告ができます。
●多額の医療費を支出した場合

- 特定の寄附をした場合
- 一定の要件のあるマイホームを取得するなどし、住宅ローンがある場合
- 年の途中で退職したため年末調整を受けておらず、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を納め過ぎている場合など
- ふるさと納税をした人が確定申告する場合、ワンストップ特例を申請していても、ふるさと納税をした寄附金を含めて申告する必要があります。

申告書の作成・提出方法

●申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。案内に従って入力すれば、税額などは自動計算され、初めての人も簡単に作成できます。

●給与所得者や年金所得者向けの申告書作成画面も設けられています。作成した申告書は印刷し、源泉徴収票などの資料を添付して、昭和税務署（〒467-8510名古屋市長区瑞穂町字西藤塚1-4）に郵送してください。

●また、スマートフォンによる利用も可能。特に、給与所得者で医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除による還付



申告を行う場合は、「スマホ専用画面」による申告が便利です。

※インターネットの環境が整っている人は、自宅から24時間申告できる、添付書類の提出が省略できる、還付が早いなどの利点がある「e-Tax」をご利用ください。

※復興特別所得税も忘れず記載してください。

申告会場

●役場

確定申告（所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税）と**町・県民税の申告**（下段参照）を受け付けます。

とき 2月18日(月)～3月15日(金)の平日午前9時～午後3時
※2月18日(月)～3月1日(金)の午前9時～正午、午後1時～3時は、税理士による無料申告相談もあります。

ところ 役場2階大会議室

●注意事項

●役場では譲渡所得や贈与税に関する相談は受けられません。税務署の相談をご利用ください（次項参照）。

●税理士による無料申告相談期間および3月4日(月)～15日(金)の確定申告Bの人には、受け付け時に番号札を配布します。午後の部の番号札

は、午前の部がなくなり次第配布するため、午後の部の開始時間には受け付けが終了している場合があります。

※混雑状況により、受け付けをお断りする場合があります。

●税務署

確定申告（所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税）を受け付けます。申告書の作成も行います。

とき 2月18日(月)～3月15日(金)の平日午前9時15分～午後5時
※ただし、2月24日、3月3日(日)は開設。

※午後4時までにお越しください。
※期間中は、税務署内での申告書の作成指導は行いません。
※混雑状況により、受け付けをお断りする場合があります。

ところ 電気文化会館5階（名古屋市中区栄二丁目2・5）地下鉄伏見駅4番出口から徒歩2分

※会場には駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。



◆町・県民税の申告

確定申告をする必要がない人でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。

申告しないと、所得控除（扶養控除、各種保険料控除、医療費控除など）が適用されず、町・県民税が高くなったり、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に影響したりすることがあります。

申告が必要な人

平成31年1月1日現在、町内在住で、次のいずれかに該当する人

●前年中に所得はあるが、確定申告をする必要がない人
●前年中に所得がなく、同世帯内の誰にも扶養されていない人

●前年中に所得がなく、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している人

※申告の有無で、保険税(料)額が変わる場合があります。

●公的年金などを受給していて、確定申告が不要な人のうち、町・県民税を計算する上で必要な所得控除の追加が必要な人

申告が不要な人

●平成30年分の確定申告書を提出した人、提出する人

●所得が給与所得のみで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人

●所得が公的年金所得のみで、年金支払報告書（公的年金などの源泉徴収票）に記載されている所得控除以外に追加する所得控除がない人

申告書を郵送します

昨年、町・県民税の申告書を提出した人に、申告書を2月上旬に郵送します。必要事項を記入の上、3月15日(金)までに返信してください。新たに申告が必要な人や申告書が届かない人は、申告会場や税務課窓口で受け取ってください。

申告書の記載方法が分からない場合など

計算方法や申告書の記載方法などが分からない場合は、必要書類（6ページ参照）を持って、役場で行う確定申告会場にお越しください。

※町・県民税の申告は、申告期間（2月18日～3月15日）以外は、税務課で随時受け付けています。

確定申告、町・県民税の申告に必要なもの

必要書類は申告内容により異なります。確定申告は昭和税務署へ、町・県民税の申告は税務課へお問い合わせください。なお、e・Tax^イの利用者識別番号と暗証番号の分かるもの、申告者本人の通帳は、確定申告のみ必要です。

●控除を受ける・受けない

どちらの人もお持ちください

マイナンバー（個人番号）カード ※持っていない人は①番号確認書類1点（通知カード、マイナンバー入りの住民票など）②本人確認書類1点（運転免許証など）	所得金額を証明する書類（給与や年金の源泉徴収票（原本）、事業の収支内訳書・帳簿書類など）	印鑑（認め印可）	e・Tax ^イ の利用者識別番号と暗証番号の分かるもの（すでに取得している人のみ） ※昨年以前に、役場の申告相談会場でパソコン（e・Tax ^イ ）を利用して申告した人は、お持ちになるとスムーズに申告できます。	申告者本人の通帳（還付を受けられる人のみ）
---	--	----------	---	-----------------------

●控除を受ける人のみ

お持ちください

控除の種類	必要な書類
社会保険料控除	払込証明書
生命保険料控除	生命保険料支払証明書
地震保険料控除	地震保険料支払証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書
医療費控除	医療費の明細書または医療費の領収書、補てんされる保険金などの金額が分かるもの
寄附金控除	寄附先から交付を受けた受領書など

医療費控除を申告するときの注意点

●医療費の明細書添付が義務になりました

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。

ただし、医療費保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）を添付すると、明細の記入を省略できます。

※平成 29～31 年分の確定申告は、従来どおり医療費の領収書の添付または提示による申告もできます。

●セルフメディケーション税制を活用しましょう

人間ドックやインフルエンザの予防接種等に取り組んだ人は、平成 29～33 年に本人や生計を一にする親族が特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき、一定の金額の所得控除を受けられます。

控除を受けるためには、控除を受ける人がその控除を受けようとする年に一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付または提示し、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。

控除の対象となる医薬品は、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）からドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品です。詳しくは厚生労働省ホームページ（www.mhlw.go.jp）をご覧ください。

ただし、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例です。**従来の医療費控除を併せて受けることができませんので、控除を受けるときにはどちらかを選択する必要があります。**

※平成 29～31 年分の確定申告は、明細書に代えて特定一般用医薬品購入費の領収書の添付または提示による申告もできます。

●申告のときに添付・提示した書類は、5 年間保管してください

医療費や特定一般用医薬品等購入費の領収書は、税務署から提出を求められたときは、提示または提出しなければなりません。